

## 綾瀬市公設放課後児童クラブ利用に関する Q&A

Q 1 : 公設放課後児童クラブはどこにあるのですか？

A 1 :

公設放課後児童クラブ名	所在地	電話番号
綾瀬小放課後児童クラブ	深谷中 5-1-1	0467-98-7043
ながぐつ放課後児童クラブ	綾西 2-11-14	0467-98-7092
落合小放課後児童クラブ	落合北 3-10-1	0467-98-7277
土棚小放課後児童クラブ	上土棚南 6-1-1	0467-91-7347

の 4 箇所ございます。

Q 2 : 公設放課後児童クラブの開所日、開所時間は？

A 2 : 開所日

- ① 小学校の授業の休業日以外の日：授業の終了後から午後 8 時まで
  - ② 小学校の授業の休業日：午前 8 時から午後 8 時まで  
(土曜日、夏休み等)
- ※午後 7 時から 8 時までは、延長保育時間となります。

休所日

- ③ 日曜日、祝日及び年末年始 (12 月 29 日から 1 月 3 日まで)
- ※災害等により、クラブ開所が困難と認められる場合は、臨時に休所する場合があります。

Q 3 : 延長はありますか？

A 3 : 午後 7 時から 8 時までが延長保育となります。

**Q 4 : どのような児童が入所対象になるのですか？**

A 4 : ①綾瀬市に住所を有し、小学校に就学している児童

②保護者の就労、疾病その他の理由により、昼間家庭において健全な育成を受けられない児童

①、②の要件をいずれも満たしている児童が入所の対象となります。

※入所申請時に届出された理由以外や私的な用事では、お預かりできません。

※児童の安全を考え、午後5時以降は必ず公設放課後児童クラブへの迎えを行ってください。

※午後7時までに必ずお迎えをお願いします（延長保育の申請をされた場合は午後8時まで）。

**Q 5 : 公設放課後児童クラブ入所に必要な保護者の就労条件は？**

A 5 : 1か月当たりの就労時間が64時間以上です。

※フルタイムのほか、パートタイムや夜間など基本的に全ての就労が当てはまります。

**Q 6 : 公設放課後児童クラブの保育料等はいくらですか？**

A 6 : ①保育料

低学年（1年生から3年生まで）：月額13,000円

高学年（4年生から6年生まで）：月額10,000円

となります。

※保育料の納付方法は、原則として口座振替とさせていただきます。

②延長保育料

児童1人につき1回500円（月の限度額は2,500円）

となります。

※保育料の納付方法は、原則として利用月の翌月に口座振替とさせていただきます。

**Q 7 : 公設放課後児童クラブに兄弟で入所する場合に割引制度はありますか？**

A 7 : 1世帯につき2人以上の児童が入所した場合（民設も含む。）の保育料の額は、最も学年の高い児童（最も学年の高い児童が2人以上いる場合は、いずれか1人とする。）を除く児童が公設放課後児童クラブに入所する場合については、保育料の額が2分の1の額となります。

**Q 8 : 公設放課後児童クラブの保育料の減免制度はありますか？**

A 8 : 次のいずれかに該当する場合は保育料の減免を受けることができます。

- ①生活保護世帯
- ②市民税非課税世帯
- ③保護者が「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律」の規定による支援給付を受けている世帯
- ④失業疾病等により収入が全く得られなくなり生活が著しく困窮している世帯
- ⑤災害等やむを得ない事情により生活が著しく困窮している世帯

※ただし、制度の利用には減免申請書の提出が必要になります。

**Q 9 : 公設放課後児童クラブ入所申請の際に提出書類は何が必要ですか？**

A 9 : 次の①～③の提出が必要となります。

- ①放課後児童クラブ入所申請書（児童1人につき1枚）
- ②就労証明書（同居している65歳未満の就労している方全員）
- ③児童調査票（児童1人につき1枚）

**Q10 : 公設放課後児童クラブ入所に係る就労証明書は誰の分が必要ですか？**

A10 : 対象児童と同居されている65歳未満の就労している方全員の就労証明書が必要となります。

**Q11 : 公設放課後児童クラブの入所申請書類の提出先はどこですか？**

A11 : 市役所保育課保育・学童担当まで提出してください。

**Q12 : 入所申請書類を提出するだけで放課後児童クラブを利用できますか？**

A12 : 優先順位が高い児童（低学年等）から順次承認を行います。応募者多数の場合は、優先順位により入所承認の決定をします。入所承認通知書が届きましたら、入所前に公設放課後児童クラブが実施する入所者説明会に出席いただき説明を受けてください。

**Q13 : 公設放課後児童クラブの入所決定後に提出する書類等がありますか？**

A13 : 入所が決定した方には「放課後児童クラブ入所承認通知書」と併せて、口座振替依頼書を同封します。

なお、口座振替依頼書については、口座振替を希望される金融機関へ直接提出してください。

**Q14：年度の途中から利用できますか？**

A14：入所を希望する月の前月の10日までに入所申請書類を市役所保育課保育・学童担当まで提出してください。受入れ可能な状態（定員に空きがある場合）であれば承認を受けることができます。空きがない場合は待機として登録されます。

**Q15：公設放課後児童クラブの入所が承認されれば卒業（退所）するまで入所できるのですか？**

A15：年度ごとの申込のため、今年度に入所承認を受けた方についても、次年度以降の利用を希望される場合は、その都度申請いただき、優先順位により入所承認の決定を行います。

**Q16：小学校の授業の休業日（夏休み等）だけの一時利用はできますか？**

A16：公設放課後児童クラブでは、一時利用はできません。

**Q17：住所や勤務先が変わった場合はどのようにすればいいですか？**

A17：申請書に記載した内容（住所、家族、就労状況（勤務時間変更、勤務先の変更、退職等）など）に変更があった場合は、「放課後児童クラブ利用変更届」を市役所保育課へ提出してください。

なお、勤務先の変更の場合は併せて就労証明書も提出ください。

※携帯電話等の連絡先に変更があった場合も知らせてください。

**Q18：途中で退所したいのですが？**

A18：公設放課後児童クラブを退所する場合は、事前に「放課後児童クラブ退所届」を市役所保育課へ提出してください。

※「放課後児童クラブ退所届」の提出がないと、欠席扱いとなり、保育料がかかりますので注意してください。

**Q19：保護者でなくファミリーサポートの送り迎えでも構いませんか？**

A19：あらかじめ、送迎人登録を行っていれば、送迎は可能です。

**Q20：中抜けはできますか？**

A20：公設放課後児童クラブに出席した後に塾や習い事等へ行くことはできますが、再び公設放課後児童クラブに戻ってくることはできません。

**Q21：申請書はどこでもらえますか？**

A21：綾瀬市のホームページからダウンロードが可能です。

また、市役所保育課及び各公設放課後児童クラブで配布しています。

**【申請書ダウンロード先】**

ホームページトップページ→市民向け→子ども→放課後児童クラブ・ふれあいプラザ→綾瀬市公設放課後児童クラブについて

**Q22：児童の学区の公設放課後児童クラブが満員の場合、定員に満たないほかの学区の公設放課後児童クラブを利用できますか？**

A22：原則として同学区での入所となります。

**【問い合わせ先】**

綾瀬市役所健康こども部保育課保育・学童担当

住 所：綾瀬市早川550番地（窓口棟2階）

電 話：0467-70-1702（直通）

E-mail：[wm.701702@city.ayase.kanagawa.jp](mailto:wm.701702@city.ayase.kanagawa.jp)